

# 真田の郷まちづくり推進会議竹粉碎機等利用規約

## (目的)

第1条 この規約は、真田の郷まちづくり推進会議（以下、「当会」という。）が管理する竹粉碎機等を貸出すことにより、竹林の整備及び農地荒廃化の抑止や環境の保全に関する事業を行い、農地の土壌改善、特色ある農産物づくり、生ごみの減量、地域の活性化等に資することを目的とする。

## (適用)

第2条 この事業では、当会が管理している竹粉碎機等について、本規約を適用する。

## (利用規程)

第3条 この事業では竹粉碎機の貸出範囲を、真田地区内の団体とする。

第4条 竹粉碎機等の利用料金は、一日単位とし以下の表のとおりとする。ただし、当会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

機 器	料 金
竹 粉 碎 機	3,000円
竹切りチェーンソー	500円

第5条 当会が開催の作業講習会を1回以上受講し、傷害保険等に加入している者はオペレーターとして登録申請（様式1）することができる。

第6条 竹粉碎機の利用は、オペレーターを含む3名以上で行うこととし、人数が下回る場合は利用厳禁とする。

第7条 オペレーターは竹粉碎機の作業に責任を持ち、作業に当たっては竹粉碎機に常駐するほか、粉碎機等の維持管理及び作業人員の安全作業・安全装備に徹するものとする。

第8条 竹粉碎機の粉碎は竹のみとし、建築材、金属等目的物以外は厳禁とする。

## (貸出)

第9条 竹粉碎機等の貸出期間は、貸出確認後から返却確認後までとする。

第10条 機械の貸出は4日までとする。ただし、当会が特に必要と認めた場合、この限りでない。

第 11 条 貸出時及び返却時には、必ずオペレーターが簡易な点検を行うものとし、借主は貸出前に借用申請書兼誓約書（様式 2）に必要事項を記入し提出するとともに、対象地の地権者の承諾を前提とし周囲の住民への周知に努め、利用終了後は竹粉碎機使用実績報告書（様式 3）を記入し、返却時に提出すると同時に料金を支払うものとする。

第 12 条 竹粉碎機の運搬は借主が負担し、車両及び運搬方法が法令に適合しなければ当会は貸出を許可しない。

第 13 条 借主は、貸出時及び返却時に必ず点検を行い、返却前は清掃し、貸出時の状態に戻すことに努める。

第 14 条 竹粉碎機等の燃料について当会は「満タン」で貸出し、借主は「満タン」で返却することとする。

#### （貸出の制限）

第 15 条 借主が次に定める事項のいずれかに該当するときは、貸出を許可しない。

ア. 農機を損傷するおそれがあると認められるとき。

イ. 農機の管理上支障があるとき。

ウ. 過去に前条の規定により当会对し損害を与えているとき。

エ. 過去の粉碎機等使用で未払い料金があるとき。

オ. 過去に貸出期間の無断変更及び無断キャンセル、燃料の未給油、清掃の未実施、故意および過失による機械破損等、信義に反する行為を度重ねて（3 回以上）いるとき。

カ. 当会の判断により、使用する場所が危険な個所と認められるとき。

キ. 借主以外の者（第三者等）への又貸しが認められるとき。

ク. 当会会長が不相当と認めたとき。

#### （貸出の取消）

第 16 条 竹粉碎機等の貸出期間中、その管理に関わる一切の責任は借主が負うものとし、借主の故意または過失によって破損・盗難・紛失等、当会对する損害が発生した場合、その賠償額全てを賠償する。また、前記の事由により生じた借主側の作業の遅れ等の損害について当会はその責任を一切負わない。

（附則）この規約は、令和 5 年 4 月 3 日より施行する。